

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたため、同法第95条の規定により公告します。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告します。

平成30年5月29日

京都市長 門川 大作

- 1 公売（入札）開始日時
平成30年6月26日午前10時15分
- 2 公売（入札）締切日時
平成30年6月26日午前11時00分
- 3 公売及び開札の場所
京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地8
京都市下京区役所 4階会議室
- 4 公売の方法
入札
- 5 公売保証金の納付期限
平成30年6月26日午前10時40分
- 6 開札の日時
平成30年6月26日午前11時00分
- 7 売却決定の日時
平成30年7月3日午前11時00分
- 8 売却決定の場所
京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地8
京都市下京区役所 4階会議室
- 9 買受代金の納付期限
平成30年7月3日正午
- 10 買受人の資格その他の要件
国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。
- 11 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を

受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出て下さい。

12 公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

13 その他事項

- (1) 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
- (2) 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手（銀行又は信用金庫等の振り出した自己宛小切手で、京都手形交換所加盟金融機関を支払人とするもの。）でなければ納付できません。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し、その者の入札価額をもって売却決定を行います。
- (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (5) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- (6) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。
- (7) 本市は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- (8) 落札された公売財産は、いかなる理由があっても返還又は返品できません。
- (9) 公売財産の詳細を記載した公売広報は、行財政局税務部収納対策課及び各区役所・支所内の税務センターに備え付けています。

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財6

2 見積価額

9,120,000円

3 公売保証金

920,000円

4 公売財産の表示

建 物

(一棟の建物の表示)

所 在 京都市上京区千本通一条上る泰童片原町 663番地1

建物の名称 京都上京ハウス

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根11階建

床 面 積 1階 1550.55㎡

2階 1559.19㎡

3階 1702.01㎡

4階 1546.58㎡

5階 1471.26㎡

6階 1438.14㎡

7階 1332.03㎡

8階 402.18㎡

9階 336.00㎡

10階 336.00㎡

11階 282.24㎡

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 京都市上京区千本通一条上る泰童片原町663番1

地 目 宅地

地 積 4126.41㎡

(専有部分の建物の表示)

家屋番号 泰童片原町 663番1の38
建物の名称 1-606
種類 居宅
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建
床面積 6階部分 56.48㎡

(敷地権の表示)

土地の符号 1
敷地権の種類 所有権
敷地権の割合 99990分の528

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

- (1) 公売財産は、JR山陰本線「二条」駅から北方へ約1.9km（道路距離）、嵐電北野線「北野白梅町」駅から東方へ約1.2km（道路距離）に位置しています。
- (2) 公売財産の敷地は、間口（西側）約10.8m、奥行約34～64mの不整形地であり、西側約10.8m及び約2mが幅員約17mの両側歩道付舗装市道に概ね等高に接面しており、南側が幅員約6mの里道（建築基準法上の道路）に約0.5m高く接面しています。
- (3) 公売財産の間取りは、竣工時の間取り図によると3LDKですが、所有者により改装されて2LDKとなっているものと推定されます。
- (4) 公売財産は、所有者により居住のために使用されており、維持管理の状態は普通です。

6 法的規制、利用状況等

- (1) 公売財産は異なる用途地域に跨っています。

[千本通東側の道路境界線から30mまでの範囲]

商業地域、指定建蔽率80%（用途地域による）、指定容積率600%、20m第四種高度地区、沿道型美観形成地区、遠景デザイン保全区域（11）、（38）、屋外広告物沿道型第4種地域、防火地域（千本通東側の道路境界線から11mまでの部分、11mを超える部分は準防火地域）

[千本通東側の道路境界線から30mを超える範囲]

準工業地域，西陣特別工業地区，指定建蔽率60%，指定容積率200%，1.5m第三種高度地区，旧市街地型美観地区，日影規制（二），遠景デザイン保全区域（11），（38），屋外広告物第2種地域，準防火地域

(2) 公売財産は平成30年3月現在，所有者が居住しています。

7 その他公売条件

(1) 管理会社の申立てによると，月額管理費等の内訳は管理費8,550円，修繕積立金9,090円，水道料金（使用量により徴収）であり，平成30年5月現在，未納額合計は1,084,088円です。

また，管理規約によると，上記以外に管理費等として町内会費，使用料（駐車場使用料，駐輪場登録料）が規定されています。

なお，管理規約によると，管理組合が管理費等について有する債権は，区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても請求できると規定されています。

(2) 公売財産の管理及び使用に関する規約等の詳細については，管理会社へお問い合わせください。

※ 管理会社の問合せ先 住友不動産建物サービス株式会社

TEL：075-353-4545

(3) 公売財産内の動産等の処理は，所有者等と協議してください。

※ 問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課

TEL：075-213-5215

(行財政局税務部収納対策課)